

訴訟の提起について（住吉区役所関係）

次のとおり面談強要行為等差止等請求訴訟を提起する。

当事者及び名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 堀川孝 2 大阪地方裁判所 面談強要行為等差止 等請求事件	被告は、本市に対して、本市の保有する公文書の公開請求を頻繁に行い、同請求に係る公開の実施の場において、応対した本市職員に罵声を浴びせる等の威圧的な言動を行うとともに、住吉区役所の業務等について執拗に質問を行い、これに対する回答を強要する等して、本市の平穩な業務遂行を妨害するため、被告に対し、本市及び本市職員に対して架電し、面談を強要し、大声を出し、若しくは罵声を浴びせ、被告の質問に対する回答若しくは被告との交渉を強要し、又は濫用的な情報公開請求をすることの差止めを求めるとともに、本市職員が被告による妨害行為の応対に要した時間に係る本市職員の給与相当額金1,909,540円の損害金の支払を求めるもの

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

面談強要行為等差止等請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。